

砂 川 市 規 則 第 1 9 号

令和 7 年 4 月 1 日

砂川市下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

砂川市下水道事業会計規則（平成31年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項本文、第17条、第22条、第23条第1項、第26条、第27条、第28条第1項及び第4項、第32条、第35条第1項、第36条、第39条から第42条まで、第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項、第49条から第51条まで、第52条第2項、第53条、第54条第1項、第55条第1項、第56条、第64条、第65条、第66条第1項、第67条、第68条第1項並びに第69条から第73条までの規定中「土木課長」を「都市計画課長」に改める。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。